

## 別表十三（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第47条から第49条まで（《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入》若しくは令和4年改正前の法第47条（《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入》）の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前法（令和2年改正法附則第14条第2項（《連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則》）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正前の法をいいます。以下同じです。）第81条の3第1項（《個別益金額又は個別損金額》）（令和2年改正前法第47条から第49条まで（《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入》）又は令和4年改正前の令和2年改正前法第47条（《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入》）の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結
- 2 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 別表十六(九)「24」に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度額20」の記載に当たっては、その金額（同表「26」の金額のうち法令第85条第1項第4号（《保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額》）に規定する日までに同表「26」に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「19」の金額から控除して計算します。
- 3 法人が法第48条第6項の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前法第81条の3第1項（法第48条第6項の規定により令和2年改正前法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額27」には、法第48条第6項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。